

第4章 景観資源等の活用に関する事項

1. 景観重要建造物・樹木の指定の方針（法第8条第2項第3号関係）

地域の自然、歴史、文化などからみて景観上の特徴を有し、良好な景観形成において重要な役割を果たす建造物や樹木を「景観重要建造物・樹木」として指定し、積極的に保全、活用を図っていきます。

指定は、所有者の同意等を得た上で行うものとします。なお、指定された建造物・樹木は、その現状変更に関して許可が必要になります。

景観重要建造物・樹木の指定の方針

| | | 指定方針 |
|-------------|--|---|
| 景観重要 建造物 | 以下の要件のいずれかに該当する建造物を景観重要建造物として指定し、保全・活用を図る。 | |
| | 指定 要件 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の伝統的な様式を継承している、または優れたデザイン・技術が使われており、市民に親しまれ、地域のシンボルとなっているもの ・ 道路、公園等の公共の場所から容易に眺めることができるもの ・ 所有者又は管理者が維持管理を行うことができるもの |
| 景観重要 樹木 | 以下の要件のいずれかに該当する樹木を景観重要樹木として指定し、保全・活用を図る。 | |
| | 指定 要件 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 樹齢、樹容等からみて景観上優れており、市民に親しまれ、地域のシンボルとなっているもの ・ 道路、公園等の公共の場所から容易に眺めることができるもの ・ 所有者又は管理者が維持管理を行うことができるもの |

2. 景観重要公共施設の整備に関する事項等（法第8条第2項第4号ロ、八関係）

道路、河川、漁港などの公共施設は、市民はじめ多くの来訪者が利用することから、市の景観イメージを形成する上で非常に大きな役割を担っています。

特に景観重点区域内やその周辺、景観重点区域への動線となる公共施設については、周囲の景観と調和した形態意匠、素材、色彩となるように配慮するとともに、規模や位置・配置についても景観資源の眺望を阻害しないように整備する必要があります。

そこで、良好な景観を形成する上で重要な公共施設を景観重要公共施設として指定し、本市の景観形成の模範となるよう取組みを進めます。

（1）景観重要公共施設の指定の方針

景観重要公共施設は、次の要件に当てはまる景観形成上重要な施設とします。

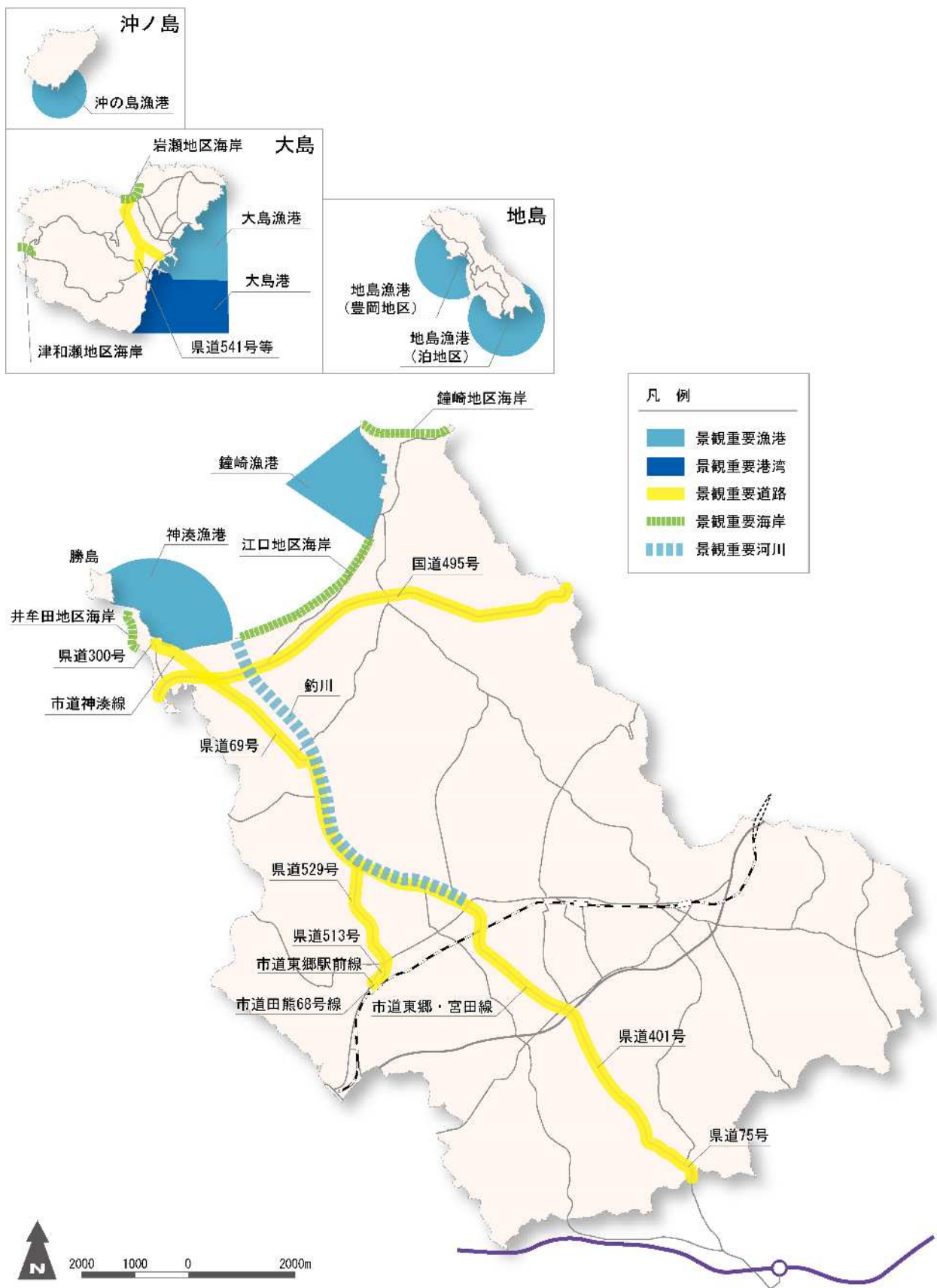
景観重点区域において特に重要な景観要素となる公共施設

景観重点区域内外の主要なアクセス軸またはその周辺の景観要素となる公共施設

（2）景観重要公共施設の指定

| 種類 | 施設名 |
|--------|--|
| 景観重要道路 | 国道 495 号 県道 75 号、401 号、69 号、300 号 市道東郷・宮田線、神湊線 （七又峠から宮田橋、東郷橋を経由し神湊港渡船ターミナルまでの区間） 市道田熊 68 号線、市道東郷駅前線、県道 513 号、529 号 （東郷駅北口駅前広場から亀石橋までの区間） 県道 541 号 市道大小路線、谷線、谷中津和瀬線、岩瀬原線 （大島港渡船ターミナル・中津宮・沖津宮遙拝所を結ぶ区間） |
| 景観重要河川 | 釣川（東郷橋から河口までの区間） |
| 景観重要海岸 | 江口地区海岸 鐘崎地区海岸 井牟田地区海岸 岩瀬地区海岸 津和瀬地区海岸 |
| 景観重要港湾 | 大島港 |
| 景観重要漁港 | 沖の島漁港 大島漁港 地島漁港（泊地区・豊岡地区） 神湊漁港 鐘崎漁港 |

景観重要公共施設位置図



(3) 整備に関する事項等

景観重要公共施設ごとの整備に関する事項及び許可の基準を以下のように定めます。

景観重要道路

a) 景観重要道路の整備に関する事項

景観重要道路の整備にあたっては、次の事項に取り組みます。

- (1) 豊かな自然景観や歴史・文化資源の保全・活用に努める（まもる）
- (2) 良好な眺望景観を確保し、歴史・観光軸の一体感や連続性を大切にする（つなげる）
- (3) 周辺の自然景観や街なみ、公共施設などとの調和を図る（なじませる）

b) 景観重要道路における許可の基準

景観重要道路内における工作物の新設等にあたっては、以下の事項に配慮した上で管理者に申請し、許可を受けるものとします。

- (1) 位置・高さ
 - ・ 主要な視点場からの眺望景観に影響を与えない位置や規模とする。
 - ・ 標識やサイン等の認知を妨げない位置・高さとする。
- (2) 形態意匠
 - ・ 過度な装飾を避け、周辺の自然景観や歴史・文化資源、公共施設と調和した形態意匠とする。
 - ・ 周辺景観と調和した落ち着いたある色彩を基調とし、経年変化や適切な維持管理に耐えられる素材とする。

景観重要河川

a) 景観重要河川の整備に関する事項

景観重要河川の整備にあたっては、次の事項に取り組みます。

- (1) 豊かな自然景観や歴史・文化資源の保全・活用に努める（まもる）
- (2) 良好な眺望景観を確保し、河川軸としての一体感や連続性を大切にする（つなげる）
- (3) 周辺の自然景観や街なみ、公共施設などとの調和を図る（なじませる）

b) 景観重要河川における許可の基準

景観重要河川内における工作物の新設等にあたっては、以下の事項に配慮した上で管理者に申請し、許可を受けるものとします。

- (1) 位置・高さ
 - ・ 主要な視点場からの眺望景観に影響を与えない位置や規模とする。
- (2) 形態意匠
 - ・ 過度な装飾を避け、周辺の自然景観や歴史・文化資源、公共施設と調和した形態意匠とする。
 - ・ 周辺景観と調和した落ち着いたある色彩を基調とし、経年変化や適切な維持管理に耐えられる素材とする。

景観重要海岸

a) 景観重要海岸の整備に関する事項

景観重要海岸の整備にあたっては、次の事項に取り組みます。

- (1) 豊かな自然景観や歴史・文化資源の保全・活用に努める（まもる）
- (2) 良好な眺望景観を確保し、海岸軸としての一体感や連続性を大切にする（つなげる）
- (3) 周辺の自然景観や街なみ、公共施設などとの調和を図る（なじませる）

b) 景観重要海岸における許可の基準

景観重要海岸内における工作物の新設等にあたっては、以下の事項に配慮した上で管理者に申請し、許可を受けるものとします。

- (1) 位置・高さ
 - ・主要な視点場からの眺望景観に影響を与えない位置や規模とする。
- (2) 形態意匠
 - ・過度な装飾を避け、周辺の自然景観や歴史・文化資源、公共施設と調和した形態意匠とする。
 - ・周辺景観と調和した落ち着いたある色彩を基調とし、経年変化や適切な維持管理に耐えられる素材とする。
 - ・航路から見たときに、海岸施設としての一体性が感じられるような形態意匠とする。

景観重要港湾

a) 景観重要港湾の整備に関する事項

景観重要港湾の整備にあたっては、次の事項に取り組みます。

- (1) 豊かな自然景観や歴史・文化資源の保全・活用に努める（まもる）
- (2) 良好な眺望景観を確保し、港としての一体感や海岸軸との連続性を大切にする（つなげる）
- (3) 周辺の自然景観や街なみ、公共施設などとの調和を図る（なじませる）

b) 景観重要港湾における許可の基準

景観重要港湾内における工作物の新設等にあたっては、以下の事項に配慮した上で管理者に申請し、許可を受けるものとします。

- (1) 位置・高さ
 - ・主要な視点場からの眺望景観に影響を与えない位置や規模とする。
- (2) 形態意匠
 - ・過度な装飾を避け、周辺の自然景観や歴史・文化資源、公共施設と調和した形態意匠とする。
 - ・周辺景観と調和した落ち着いたある色彩を基調とし、経年変化や適切な維持管理に耐えられる素材とする。
 - ・航路から見たときに、港湾施設としての一体性が感じられるような形態意匠とする。

景観重要漁港

a) 景観重要漁港の整備に関する事項

景観重要漁港の整備にあたっては、次の事項に取り組みます。

- (1) 豊かな自然景観や歴史・文化資源の保全・活用に努める(まもる)
- (2) 良好な眺望景観を確保し、漁港としての一体感や海岸軸との連続性を大切にする(つなげる)
- (3) 周辺の自然景観や街なみ、公共施設などとの調和を図る(なじませる)

b) 景観重要漁港における許可の基準

景観重要漁港内における工作物の新設等にあたっては、以下の事項に配慮した上で管理者に申請し、許可を受けるものとします。

- (1) 位置・高さ
 - ・ 主要な視点場からの眺望景観に影響を与えない位置や規模とする。
- (2) 形態意匠
 - ・ 過度な装飾を避け、周辺の自然景観や歴史・文化資源、公共施設と調和した形態意匠とする。
 - ・ 周辺景観と調和した落ち着いたある色彩を基調とし、経年変化や適切な維持管理に耐えられる素材とする。
 - ・ 航路から見たときに、漁港施設としての一体性が感じられるような形態意匠とする。

3. 屋外広告物に関する行為の制限（法第8条第2項第4号イ関係）

屋外広告物とは、常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板・立看板・はり紙・はり札、広告塔・広告板・建物などに掲出や表示されたものなどを指します（屋外広告物法第2条第1項）。

本市では特に、沿道エリアの国道3号や市街地エリアの旧国道3号沿いにおいて、店舗や商工業施設が集積しているため、数多くの屋外広告物が連続的に設置されています。

経済活動との両立を図りつつ、屋外広告物が沿道利用者にとって見やすいものであるとともに、背景となる街なみなどとも調和し、賑わい感を保ちながらも秩序ある沿道景観を形成するため、屋外広告物の表示等に関する基本方針及び行為の制限に関する事項を以下のとおり定めます。

（1）屋外広告物の表示等に関する基本方針

屋外広告物は、建築物等と同様に良好な景観を形成するために重要な要素であることから、本計画における建築物等の景観誘導と連携した屋外広告物の規制・誘導を推進します。

そのため、市民や事業者の意識啓発や自主的な独自ルールづくりを促す取組みを進めるとともに、「宗像市屋外広告物条例」により、景観計画区域である市全域において屋外広告物の表示等に対する制限を行います。特に景観重点区域においては、区域の特性に応じて大きさ、高さ、色彩等の基準を定めます。

（2）屋外広告物の表示等に関する行為の制限に関する事項

以下の要件に基づいて、「宗像市屋外広告物条例」における許可基準を定めます。

屋外広告物の表示等に関する行為の制限に関する事項

| 項目 | 要件 |
|----------|--|
| 広告の規模、数量 | <ul style="list-style-type: none">・周辺の街なみや背景となる山なみから突出しない大きさ、高さとする。・隣接する屋外広告物との関係性に配慮する。・複数の広告物の無秩序な設置を避け、できる限り集約化し、設置箇所を最小限にとどめる。・のぼり旗等の簡易な広告物の過度な設置を避ける。・景観重点区域については、大型の屋外広告は極力設置しないよう努める。 |
| 広告のデザイン | <ul style="list-style-type: none">・地域特性や周辺の景観と調和したデザインとする。・建築物、工作物に附属する広告物の形態意匠については、当該建築物、工作物との調和を図る。 |